

「排出事業者、工事発注者、工事受注者、 土地所有者等の講ずべき措置」の手引

～ 廃棄物の適正な処理の確保に関する条例 ～

「廃棄物の適正な処理の確保に関する条例」では、排出事業者、建設工事の発注者、工事受注者及び土地所有者等に対し、産業廃棄物の処理が適正に行われるように、それぞれの立場に応じた義務ないし努力義務が課せられています。

また、産業廃棄物が不適正に処理され、生活環境の保全上の支障が生ずるような場合には、排出事業者等は、その支障の除去を講ずることとし、その措置を講じなかった場合には、排出事業者等に支障の除去等の措置を講ずべきことを知事が勧告・公表できることとなっています。

この手引では、それぞれの立場における責任を果たし、廃棄物の適正処理を確保するために、排出事業者等が行うべき措置について、条例規則で義務付けられている事項や講ずべき措置について解説します。

なお、この条例は長野市及び松本市を除いた県内に適用されます。

目 次

第1	事業者の責務	1
第2	産業廃棄物の保管に関する基準等	2
第3	排出事業者	5
第4	工事発注者、工事発注事業者	6
第5	工事受注者	8
第6	土地所有者等	10
第7	多量排出事業者及び準多量排出事業者が作成する 産業廃棄物処理計画	12

令和3年4月

長野県環境部資源循環推進課

第1 事業者の責務

事業者は、その産業廃棄物の適正な処理を行うために必要な管理体制を整備するよう努めなければなりません。

事業者は、その産業廃棄物の適正な処理を行うために必要な管理体制を整備するよう努めてください。

管理体制の構築にあたっては、「排出事業者のための廃棄物・リサイクルガバナンスガイドライン」（平成16年9月 産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会（経済産業省））などを参考にしてください。

（URL：https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/haikibutsu_recycle/pdf/g40917c.j.pdf）

事業者の管理体制の整備の例

- ◇ 経営者は全社に対して廃棄物・リサイクルガバナンス構築に向けた経営理念を提示し、全社的な取組を進めていくことを明確に指示する
- ◇ 全社レベルでの廃棄物の管理を担当する部門を決め、各部門の責任範囲と権限を定める
- ◇ 廃棄物管理担当部門は、廃棄物の流れの全社的把握と減量化を含めた計画策定、3R推進に向けた分別ルールの整備にあたる
- ◇ 各店舗・事業所は、それぞれ現場の廃棄物管理担当者を決め、廃棄物等の発生現場として日常的な管理、実績の取り纏め及び廃棄物担当部門への報告等を行う
- ◇ 廃棄物等の管理に係る状況を定期的に監査する仕組
- ◇ 情報の共有と改善すべき点のフィードバック

第2 産業廃棄物の保管に関する基準等

産業廃棄物の保管に当たっては、廃棄物処理法^{※1}の保管基準に加え、条例独自の基準として、地盤掘り下げ又は地中にある空間を利用する場合の保管基準、火災の発生防止に関する保管基準、木くず・木くずチップの保管基準等を遵守しなければなりません。

※1:廃棄物処理法とは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」をいいます。

1 地盤面を掘り下げ又は地中にある空間を利用する場合の保管基準について

地盤面を掘り下げ又は地中にある空間を利用して産業廃棄物を保管する場合は、以下の基準を遵守してください。

- ア 底面及び側面を不透水性の材料で覆うこと。
- イ 屋根、覆いその他保管の場所に雨水等が入らないようにするための設備を設けること。

2 火災の発生防止に関する保管基準について

産業廃棄物を保管する場合は、自然発火しないよう適正な温度管理や火災の原因となる物との接触を防止するなどの火災の発生を防止するために必要な措置を講じるとともに、保管場所に消火器等の消火設備を備えてください。

なお、がれき類のように通常の条件下で火災が発生するおそれのない産業廃棄物のみを保管する場合は、消火設備の設置は必要ありません。

3 木くずの保管期間について

木くず^{※2}を保管する場合は、以下の場合を除き 90 日を超えて保管できません。

- ア 産業廃棄物の処理施設において、適正な処分又は再生のための保管を行うとき。
- イ 容器を用いて保管するとき。
- ウ 知事が特に必要と認めた処分又は再生のための保管を行うとき。(災害の応急対策又は復旧のために必要な保管等、公益性が高いと判断したものに限ります。)

※2:木くずの定義については、コラム「条例で規定する木くずと木くずチップ」(P4)を参照

4 木くずチップの保管期間及び保管基準について

(1) 木くずチップ^{※3}の保管期間

木くずチップを保管する場合は、以下の場合を除き180日を超えて保管できません。

- ア 容器を用いて保管するとき。
- イ 畜産農家が畜産業に使用する(敷料等)のために保管するとき。

※3:木くずチップの定義については、コラム「条例で規定する木くずと木くずチップ」(P4)を参照

(2) 木くずチップの保管基準

木くずチップを保管する場合は、以下の基準を遵守してください。

- ア 周囲に囲いを設けること。
- イ 見やすい箇所に縦・横 60cm 以上の大きさの掲示板を設けること。(記載内容は右図参照)
- ウ 保管の場所から木くずチップが飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように

木くずチップの看板設置の例

木くずチップ保管場所
(廃棄物の適正な処理の確保に関する条例
第8条第2項)

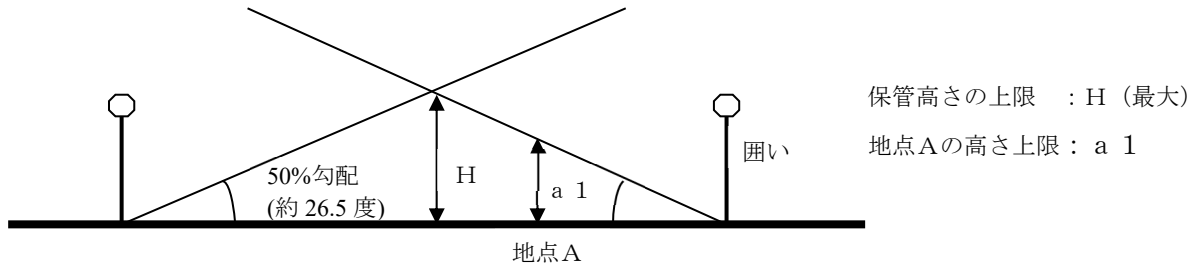
- 1. 管理者氏名(名称)
〇〇株式会社
- 2. 連絡先
〇〇市〇〇町〇〇番地 TELXXXX
- 3. 保管の高さ(最高)
〇〇m

次に掲げる措置を講ずること。

- ① 木くずチップの保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。
- ② 屋外において容器を用いずに木くずチップを保管する場合にあっては、積み上げられた木くずチップの高さが、保管の場所の各部分について次に定める高さを超えないようにすること。

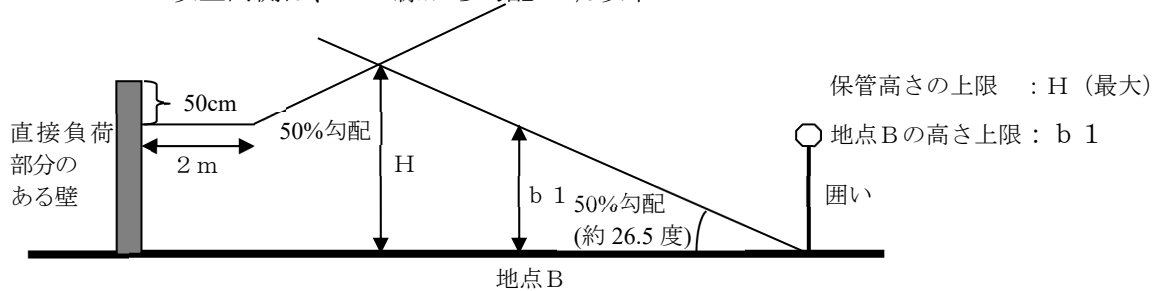
(ア) 両方が木くずチップに接していない囲いの場合

- ・高さの上限：囲いの下端から勾配 50%以下



(イ) 片方が直接囲いに接している場合

- ・囲いの内側 2 m は、囲い高さより 50cm 以下
- ・2 m 以上内側は、2 m 線から勾配 50%以下



エ 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

オ 地盤面を掘り下げ又は地中にある空間を利用して保管する場合は、底面及び側面を不浸透性の材料で覆い、屋根、覆いその他保管の場所に雨水等が入らないようにするための設備を設けること。

カ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに消火器その他の消火設備を備えること。

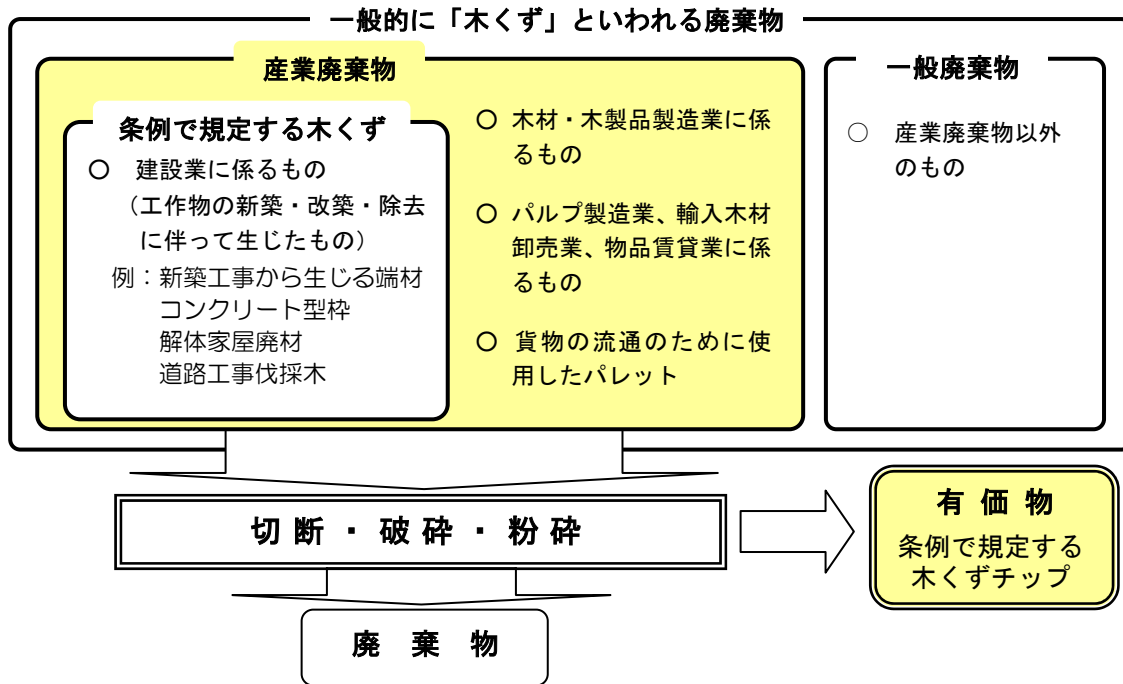
5 改善命令、罰則について

上記 1、2、4(2)の基準に適合しない保管が行われたときは、改善命令の対象となります。また、この命令に違反した者は1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

コラム 条例で規定する木くずと木くずチップ

本条例では木くずと木くずチップについて以下のとおり規定しています。

- ・木くず 産業廃棄物である木くずのうち、建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）
- ・木くずチップ 産業廃棄物である木くずを切断し、破碎し、又は粉碎したもので廃棄物以外のもの



コラム 木くずチップの使用基準

本条例では以下のとおり木くずチップの使用基準を定めています。

- ① 使用する木くずチップが原則として次に掲げるものでないこと。
 - ア) 建築物の新築、改築又は除去に伴い生じた木くずを切断し、破碎又は粉碎したもの
 - イ) 廃棄物が混入し、又は付着したもの
 - ウ) 長さが10cmを超えるもの
- ② マルチングのために使用する場合には、10cm以下の厚さで使用する（知事が生活環境の保全上支障がないと特に認めた場合を除く）。
- ③ 路面の保護、遊具の安全対策、緑化による法面の保護のために使用する場合は、次に定める方法で使用する。
 - ア) 使用する箇所を明確に区分すること。
 - イ) 使用する範囲及び厚さは最低限必要なものとする。
 - ウ) 使用する木くずチップの飛散又は流出を防止するための措置を講ずること。
- ④ スキー場のグレンデにおいては、路面の保護、遊具の安全対策、緑化による法面の保護等に使用する場合を除き、木くずチップを使用しないこと。

第3 排出事業者

事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。

処理業者等に産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合も、自らが排出した廃棄物に対し不適正な処理が行われないよう調査や確認等が必要です。

1 排出事業者が講ずべき措置について

排出事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を委託するときは、発生から最終処分が終了するまでの一連の処理が適正に行われるために、以下の例により必要な措置（調査・確認）を行ってください。

排出事業者が行うべき措置の例

- ◇ 産業廃棄物の適正な処理に通常要する市場価格の調査
- ◇ 産業廃棄物の処理委託先に関する下記の事項の確認
 - ① 過去5年間の行政処分及び過去1年間の行政指導の状況^{※4}
 - ② 環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション21等）の取得状況
 - ③ 「産業廃棄物減量化・適正処理実践協定」の締結の有無の確認
 - ④ 「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」への対応状況
- ◇ 処理委託前における処理施設等の現地確認
- ◇ 継続して処理を委託する場合にあっては、処理委託後の処理施設等の現地確認
- ◇ 「排出事業者のための廃棄物・リサイクル・ガバナンスガイドライン」を参考にした委託業者選定 参照 URL：https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/haikibutsu_recycle/pdf/g40917cj.pdf

（参考様式を参照）

※4：行政処分及び行政指導の確認については（P11）を参照

2 排出事業者の支障の除去について

排出事業者は、自らが処理委託した産業廃棄物の不適正な処理が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、生活環境保全上の支障の除去等の措置を講じてください。

不適正な処理の例

- ◇ 過剰保管
- ◇ 処理の未実施
- ◇ 委託した許可業者以外の者が処理
- ◇ 不法投棄 等

排出事業者が行う支障の除去の例

- ◇ 委託した産業廃棄物の処理状況の調査
- ◇ 行政への通報、警察への通報
- ◇ 不適正な処理が行われた産業廃棄物の搬出、撤去
- ◇ 他の許可業者への処理委託

3 知事への報告について

排出事業者は、上記の支障の除去等の措置を講じた日から起算して14日以内に排出事業者措置内容報告書（条例様式第1号）を地域振興局環境・廃棄物対策課に提出してください。（措置内容報告書記載例を参照）

4 勧告について

排出事業者が上記に違反して生活環境保全上の支障の除去等の措置を講じなかったときは、勧告の対象となります。

また、排出事業者が当該勧告に従わないときは、その勧告内容が公表されます。

第4 工事発注者、工事発注事業者

廃棄物処理法では建設工事の排出事業者は工事受注者（元請業者）となっています。
条例では工事発注者に対しても廃棄物の適正な処理の確認を義務づけました。

1 工事発注者が講ずべき措置について

工事発注者^{※5}は工事発注前、工事発注後の各段階において、建設工事の工事受注者が当該建設工事に伴い生ずる産業廃棄物の処理を適正に行い得ることを確認するよう努めてください。

工事発注者が行う確認の例

- ◇ 建設工事に伴い排出される産業廃棄物（建設廃棄物）の処理計画の確認
- ◇ 建設工事に要する費用と建設廃棄物の適正な処理に通常要する市場価格の確認
- ◇ 工事受注者がその建設廃棄物を自ら処理する場合にあっては、その積替保管場所及び処理施設の状況の現地確認
- ◇ 工事受注者がその建設廃棄物の処理を委託する場合にあっては、その委託先業者の処分業許可の有無の確認
- ◇ 工事受注者又は廃棄物処理委託先に関する下記の事項の確認
 - ① 過去5年間の行政処分及び過去1年間の行政指導の状況^{※4}
 - ② 環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション21等）の取得状況
 - ③ 「産業廃棄物減量化・適正処理実践協定」の締結の有無
 - ④ 「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」への対応状況

※4：行政処分及び行政指導の確認については（P11）を参照

2 工事発注事業者が講ずべき措置について

工事発注事業者^{※6}は、工事発注前、工事発注後の各段階において、建設工事の工事受注者が当該建設工事に伴い生ずる産業廃棄物の処理を適正に行い得ることの確認を行ってください。

※5,6：工事発注者と工事発注事業者の定義については、コラム「条例で規定する工事発注者と工事発注事業者」（P7）を参照

＜工事発注事業者が確認すべき事項＞ ※工事発注者の立場で、上記に例示したことも確認するよう努めて下さい。

産業廃棄物の処理方法	工事受注者が許可業者等 ^{※7} に委託する場合	工事受注者が自ら処理する場合
建設工事請負契約締結前	◎ 当該建設工事に伴う建設廃棄物の適正処理費用 ◎ 当該廃棄物の収集運搬から最終処分までの一連の処理を行う予定の全ての者に係る事項 ① 氏名及び住所（法人名、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） ② 法の許可・許可番号（再生利用業の指定の有無・指定の番号） ③ 過去5年間の行政処分、過去1年間の行政指導の状況 ^{※4}	◎ 積替保管・処分を行う場所の現地の状況 ^{※8} （参考様式を参照）
建設工事請負契約締結後	◎ 産業廃棄物処理委託契約書に記載されている事項 ＜契約書の写しを受領＞	
産業廃棄物最終処分後	◎ 産業廃棄物管理票に記載されている事項 ＜A, E票の写しを受領＞	◎ 処分を行った当該産業廃棄物の総量、及び種類ごとの数量 ^{※8} ◎ 当該産業廃棄物の積替保管・処分を行った場所の現地の状況 ^{※8}

※4: 行政処分及び行政指導の確認については (P11) を参照

※7: 許可業者等とは、産業廃棄物処理業の許可、再生利用業の指定を有する者をいいます。

※8: 産業廃棄物処理業の許可、産業廃棄物処理施設の設置許可、再生利用業の指定を有する工事受注者が自ら処理する場合は、確認の義務はありません。

工事受注者が自ら処理した後の廃棄物を、許可業者等に処理委託する場合は「自ら処理する場合」と「許可業者等に委託する場合」の両方の確認が必要です。

3 工事発注事業者が講ずべき記録の作成・保存について

工事発注事業者が工事受注者の当該産業廃棄物の適正処理について上記の確認を行ったときは、記録を1年ごとに作成し、作成後5年間事務所に保存してください。(参考様式を参照)

4 工事発注事業者による支障の除去について

工事発注事業者は、その建設工事から発生した産業廃棄物の不適正な処理が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、生活環境保全上の支障の除去等の措置を講じてください。

不適正な処理の例

- ◇ 過剰保管
- ◇ 処理の未実施
- ◇ 委託した許可業者以外の者が処理
- ◇ 不法投棄 等

工事発注事業者が行う支障の除去の例

- ◇ 発生した産業廃棄物の処理状況の調査
- ◇ 行政への通報、警察への通報

なお、場合によっては工事発注事業者も不適正な処理が行われた産業廃棄物の搬出や撤去等を命じられる場合があります。

5 知事への報告について

工事発注受注事業者は、上記の支障の除去等の措置を講じた日から起算して14日以内に工事発注事業者措置内容報告書(条例様式第2号)を地域振興局環境・廃棄物対策課に提出してください。(措置内容報告書記載例を参照)

6 勧告について

工事発注事業者が上記に違反して生活環境保全上の支障の除去等の措置を講じなかったときは、勧告の対象となります。

また、工事発注事業者が当該勧告に従わないときは、その勧告内容が公表されます。

コラム 条例で規定する工事発注者と工事発注事業者

本条例では工事発注者と工事発注事業者について以下のとおり規定しています。

- ・工事発注者 建設工事を発注する者
- ・工事発注事業者 建設工事の規模が床面積80㎡以上の解体工事、又は500㎡以上の新築又は改築工事を発注する事業者

工事発注事業者には、事業者のうち上記面積以上の工事を発注する者が該当します。したがって、個人が住宅を発注する場合は、規模が大きなものであっても工事発注事業者には該当しません。

第5 工事受注者

工事受注者は工事発注者（工事発注事業者）に対し、その建設工事に伴い生じる産業廃棄物の処理に関して説明する義務があります。

1 工事受注者の工事発注者に対する産業廃棄物の処理に関する説明について

工事受注者は工事発注者からその建設工事に伴い生じる産業廃棄物の処理に関して説明等を求められたときは、誠実に説明等を行ってください。

2 工事受注者の工事発注事業者に対する産業廃棄物の処理に関する説明について

工事受注者は工事発注事業者へ以下の事項について説明を行ってください。

<工事受注者が説明すべき事項>

産業廃棄物の処理方法	工事受注者が許可業者等 ^{※7} に委託する場合	工事受注者が自ら処理する場合
建設工事請負契約締結前	◎ 当該建設工事に伴う建設廃棄物の適正処理費用 ◎ 当該廃棄物の収集運搬から最終処分までの一連の処理を行う予定の全ての者に係る事項 ① 氏名及び住所（法人名、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） ② 法の許可・許可番号（再生利用業の指定の有無・指定の番号） ③ 過去5年間の行政処分、過去1年間の行政指導の状況 ^{※4}	◎ 積替保管・処分を行う場所の現地の状況 ^{※8}
建設工事請負契約締結後	◎ 産業廃棄物処理委託契約書に記載されている事項 <契約書を締結日から10日以内に契約書の写しを提供>	
産業廃棄物最終処分後	◎ 産業廃棄物管理票に記載されている事項 <E票の送付を受けた日から10日以内にA、E票の写しを提供>	◎ 処分を行った当該産業廃棄物の総量、及び種類ごとの数量 ^{※8} ◎ 当該産業廃棄物の積替保管・処分を行った場所の現地の状況 ^{※8} <中間処理、最終処分を行った日からそれぞれ10日以内に説明>

※4：行政処分及び行政指導の確認については（P11）を参照

※7：許可業者等とは、産業廃棄物処理業の許可、再生利用業の指定を有する者をいいます。

※8：産業廃棄物処理業の許可、産業廃棄物処理施設の設置許可、再生利用業の指定を有する工事受注者が自ら処理する場合は、説明の義務はありません。

工事受注者が自ら処理した後の廃棄物を、許可業者等に処理委託する場合は「自ら処理する場合」と「許可業者等に委託する場合」の両方の説明が必要です。

3 勧告について

工事受注者が上記に違反して説明をしなかったときや、虚偽の説明を行ったときは、勧告の対象となります。

また、工事受注者が当該勧告に従わないときは、その勧告内容が公表されます。

4 廃棄物の処理施設において処理を行った廃棄物に係る記録及び閲覧について

(1) 自ら処理を行った産業廃棄物の記録

産業廃棄物を自ら処理する工事受注者は、その廃棄物の処理施設（積替保管施設、中間処理施設、最終処分施設）に係る以下の事項について記録し、その記録を廃棄物の処理施設がある事業場に3年間備え置いてください。

<産業廃棄物を自ら処理する工事受注者の記録すべき事項等>

記録が必要な場合	記録事項	備考
産業廃棄物を自ら処理した場合	処理を行った廃棄物の種類及び数量	各月ごとにまとめる
大気質、騒音、振動、悪臭、水質、地下水に係る事項の測定を行った場合	・測定位置 ・測定年月日 ・測定結果年月日 ・測定結果	
処理施設の点検を行った場合	・点検年月日 ・点検結果	

(2) 記録の閲覧

上記記録は、関係住民、排出事業者又は工事発注者（工事発注事業者も含む）から閲覧の求めがあった場合は、正当な理由なしに閲覧を拒むことはできません。

(3) 閲覧に関する勧告

工事受注者が正当な理由がなく閲覧を拒んだときは、勧告の対象となります。
また、工事受注者が当該勧告に従わないときは、その勧告内容が公表されます。

第6 土地所有者等

土地を所有、占有又は管理する者は、産業廃棄物の不適正な処理が行われないようにするため、その土地を適正に管理する義務があります。

1 土地所有者等が講ずべき土地の管理について

土地所有者等は、その土地において廃棄物の不適正な処理が行われないように以下の例によりその土地の管理に努めてください。

土地所有者等が行う措置の例

- ◇ 定期的な土地の状況の確認
- ◇ 普段自ら使用しない管理用の私道の封鎖
- ◇ 周辺住民への連絡先の周知
- ◇ 不法投棄されにくい環境の整備（草刈り、ごみ拾い、立看板の設置）等

2 所有している土地を産業廃棄物の処理を行う者に使用させる場合の注意事項について

土地所有者は、その土地を産業廃棄物の処理を行い、又は行おうとする者に使用させる場合、当該土地において産業廃棄物の不適正な処理が行われることを防止するため、以下の例により必要な措置を行ってください。

土地所有者等が産業廃棄物の処理を行う者に使用させる場合に行う措置の例

- ◇ 借地人（転借地人を含む。）の土地の使用目的の事前確認
- ◇ 借地人の行政処分等の状況の確認^{※4}
- ◇ 定期的な土地の状況の確認
- ◇ 貸借契約書に法令遵守義務の記載（目的外使用時における契約解除事項を含む）等

※4: 行政処分の確認については（P11）を参照

3 不適正な処理が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときの措置について

土地所有者等は、その土地において産業廃棄物の不適正な処理が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、生活環境保全上の支障の除去等の措置を講じてください。

不適正な処理の例

- ◇ 過剰保管
- ◇ 処理の未実施
- ◇ 不法投棄 等

土地所有者等が行う支障の除去の例

- ◇ 発生した産業廃棄物の処理状況の調査
- ◇ 行政への通報、警察への通報
- ◇ 不適正な処理が行われた産業廃棄物の搬出、撤去
- ◇ 他の許可業者への処理委託

4 知事への報告について

土地所有者等は、上記の支障の除去等の措置を講じた日から起算して14日以内に土地所有者等措置内容報告書（条例様式第3号）を地域振興局環境・廃棄物対策課に提出してください。（措置内容報告書記載例を参照）

5 勧告について

土地所有者等が上記に違反して生活環境保全上の支障の除去等の措置を講じなかったときは、勧告の対象となります。

また、土地所有者等が当該勧告に従わないときは、その勧告内容が公表されます。

コラム 農地の改良や窪地の整地について

業者が「農地を改良する」、「窪地を整地する」などと土地所有者に持ちかけ、大量の建設廃棄物や廃棄物を農地や窪地へ運び入れる不法投棄が各地で見られますので、このような申し出には注意が必要です。

優良な産業廃棄物処理業者に係る認定制度について

この制度は、産業廃棄物処理業の実施に関し、優れた能力及び実績を有する者の基準（以下「優良基準」といいます。）に適合する産業廃棄物処理業者を都道府県・政令市が認定し、産業廃棄物の排出事業者が優良な処理業者に産業廃棄物の処理を委託しやすい環境を整備することにより、産業廃棄物処理の適正化を図ることを目的としています。

優良産廃処理業者の名簿及び制度の詳細は、県ホームページ「優良産廃処理業者認定制度」を参照してください。

(<https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/haikibutsu/ninte/index.html>)

産業廃棄物処理業者等の行政処分及び行政指導の状況の確認について

長野県では過去5年間の行政処分の状況をホームページで公開しています。

また、行政指導の状況については、地域振興局又は資源循環推進課廃棄物監視指導担当にお問い合わせください。（問い合わせ先はP13を参照）

第7 多量排出事業者及び準多量排出事業者が作成する産業廃棄物処理計画

多量排出事業者^{※9} および準多量排出事業者^{※10}は、産業廃棄物処理計画^{※11}を作成し知事に提出しなければなりません。

また、翌年度にはその実施報告を提出しなければなりません。

※9：多量排出事業者とは、前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上（特別管理産業廃棄物の場合は50トン以上）である事業場を設置している事業者をいいます。

※10：準多量排出事業者とは、前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上1,000トン未満である事業場を県内に設置している事業者をいいます。

※11：産業廃棄物処理計画とは、産業廃棄物の減量等に関する計画をいいます。

1 産業廃棄物の減量等に関する計画について

多量排出事業者及び準多量排出事業者は、毎年6月30日までに産業廃棄物処理計画書（下表参照）を、事業場を管轄する地域振興局環境・廃棄物対策課に提出してください。

<産業廃棄物処理計画書提出様式>

排出者の区分	提出様式
多量排出事業者	産業廃棄物処理計画書（省令様式第2号の2） 特別管理産業廃棄物処理計画書（省令様式第2号の4）
準多量排出事業者	産業廃棄物処理計画書（条例様式第26号）

2 産業廃棄物の実施状況報告について

多量排出事業者及び準多量排出事業者は、毎年6月30日までに前年度の実施状況について、産業廃棄物処理計画実施状況報告書（下表参照）を、事業場を管轄する地域振興局環境・廃棄物対策課に提出してください。

<産業廃棄物実施状況報告書提出様式>

排出者の区分	提出様式
多量排出事業者	産業廃棄物処理計画実施状況報告書（省令様式第2号の3） 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書（省令様式第2号の5）
準多量排出事業者	産業廃棄物処理計画実施状況報告書（条例様式第27号）

3 計画書及び報告書の縦覧について

多量排出事業者及び準多量排出事業者から提出された計画書及び報告書は、他の事業者の優れた取組事例等を広く参考にさせていただくため、1年間公衆の縦覧に供されます。

地域振興局管轄区域一覧表

地域振興局名	住 所	直通電話	管 轄 区 域
佐 久	〒385-8533 佐久市跡部65-1 佐久地域振興局 環境・廃棄物対策課	0267(63)3166	上田市 小諸市 佐久市 東御市 南佐久郡 北佐久郡 小県郡
上伊那	〒396-8666 伊那市荒井3497 上伊那地域振興局 環境・廃棄物対策課	0265(76)6817	飯田市 伊那市 駒ヶ根市 上伊那郡 下伊那郡 木曾郡
松 本	〒390-0852 松本市大字島立1020 松本地域振興局 環境・廃棄物対策課	0263(40)1956	岡谷市 諏訪市 大町市 茅野市 塩尻市 安曇野市 諏訪郡 東筑摩郡 北安曇郡
長 野	〒380-0836 長野市大字南長野南県町 686-1 長野地域振興局 環境・廃棄物対策課	026(234)9533	須坂市 中野市 千曲市 飯山市 埴科郡 上高井郡 下高井郡 上水内郡 下水内郡
資源循環 推進課	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2	026(235)7164 026(235)7203	不法投棄ホットライン 0120-530-386 ごみを みはろう